

## 生きたかった

写真の本が 2016 年 12 月、大月書店から刊行された。本書は、副題「相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの」から構成。



目次—1. 日本社会のあり方を根本から問い、犠牲者に報いるために(藤井克徳) 2. 相模原障害者施設殺傷事件に潜む「差別」と「排除」の論理(福島智) 3. 精神科医の立場から相模原事件をどう見るか(香山リカ) 4. 相模原事件の背景と自治体・国の責任(石川満) 5. 相模原事件の根源を問う—人権保障の視点から(井上英夫) 6. 共生の社会を地域からつくるために(池上洋通)

〈コラム〉当事者・家族・支援者の声、資料編

示唆に富む指摘が多いが、ここでは5「人権保障」のところを抜粋して紹介したい。

ノーマライゼーションやインクルージョン、あるいは共生社会といった言葉が、ある種の流行り言葉のように語られているが、いずれの考え方や実践も、核にあるのは人権である。ノーマライゼーションを唱道したバンクミケルセンも言うように、人権保障が徹底された社会がノーマライゼーション社会であり、それができれば共生・インクルージョンも可能となる。がんばってこの現実社会に生きろと押しつける共生(強制)ではなくて、障害をもっていても誰でも生きていけるように社会を変えた上で、一緒に生きるということである。

人権とは枠組み保障であり、社会保障・社会福祉でいえば、その原理・原則に基づいて保障水準やケア、生活の内容・質を創造するのがノーマライゼーションやインクルージョンの実践ということになる。

人権保障の時代、障害者という呼称は使うべきではない。国連の権利条約は「障害のある人」の権利条約である。法律上は「障害者の権利に関する条約」という公定訳になってしまったが、……さらに私は、障害ではなく「固有のニーズ」と捉えるよう提唱している。

一人ひとり異なるニーズをもつ個人があり、その人がたまたま障害があるなど固有のニーズをもっている。しかし人間としては共通であり、その部分は普遍的人権によって保障され、さらに固有のニーズ部分は固有の人権として保障される。固有の人権が徹底して保障されれば、普遍的人権も他の人と同等に保障されるという関係にある。また、障害をもつ人を客体から権利主体へと捉えなおす方向で、障害者像が展開してきているということも強調しておきたい。

(2017年6月14日)